明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線従事者規則の一部を改正する省令（総務一〇）　一
〔告　示〕
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務八七、八九）　一
○カメルーン共和国におけるチャド湖流域地域の安定化に向けたインフラ整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同八八）　二
○登録有形文化財の管理団体を指定する件（文化庁六）　二
○保安林の指定をする件（農林水産五一五～五二二）　三
○保安林の指定を解除する件（同五二三～五二八）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同五二九～五三三）　四
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件（経済産業三一）　四
○地すべり防止区域を指定する件（国土交通二八三～二八八）　五
○地すべり防止区域の指定を廃止する件（同二八九）　五
○道路に関する件（関東地方整備局六〇）　六
〔国会事項〕　六
〔叙位・叙勲〕　七
〔官庁報告〕　七
官庁事項　七
登録操縦免許証更新講習の休廃止に関する公示（国土交通省）　七
登録操縦免許証失効再交付講習の休廃止に関する公示（同）　七
登録小型船舶教習所の登録に関する公示（近畿運輸局）　七
〔公　告〕　七
諸事項　七
官庁
建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三〇
会社その他

省令

○総務省令第十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線従事者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三日

総務大臣　金子　恭之

無線従事者規則の一部を改正する省令

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（試験の方法） **第三条**　国家試験は、第五条に規定する電気通信術の試験については実地により、その他の試験については筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法によりそれぞれ行う。ただし、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。	（試験の方法） **第三条**　国家試験は、第五条に規定する電気通信術の試験については実地により、その他の試験については筆記によりそれぞれ行う。ただし、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。